

島民及び来島予定の皆様へ

この度、北海道にて「国の緊急事態宣言」が発令されました。

緊急事態措置を実施する期間は、5月16日から5月31日までとなっております。

期間中に観光等で来島を予定されている皆様には、現在も利尻島・礼文島では、限られた生活圏・脆弱な医療環境の中、懸命な感染症予防対策に取り組んでいるところです。

島民の安心・安全を図るためにも、不要不急な往来を自粛いただき、この難局を共に乗り越えたいと考えておりますし、また、島民の皆様には、今一度これまでの感染防止の取り組みを確認・徹底していただきますようお願いいたします。

この事態が収束しましたら、ぜひまた最北の自然豊かな利尻・礼文島に皆様を歓迎いたしたいと思っておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

令和3年5月17日

利尻富士町長 田村 祥三

利尻町長 保野 洋一

礼文町長 小野 徹